

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回 権利擁護専門部会 次第

日時：令和7年7月23日（水）午後1時30分～3時30分

会場：文京区民センター2階 2B会議室

1 開会

2 議題

- (1) 部会長及び副部会長の選任について
- (2) 文京区障害者地域自立支援協議会について
- (3) 令和7年度障害者地域自立支援協議会における検討事項について
- (4) 令和6年度権利擁護支援連携協議会報告（文京区成年後見中核機関の実施状況報告）
- (5) 権利擁護専門部会における取組みについて
- (6) その他

【配付資料】

開催次第

- 資料第1号 文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会委員名簿
- 資料第2-1号 文京区障害者地域自立支援協議会について
- 資料第2-2号 令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会 報告
- 資料第2-3号 令和6年度全体会報告（アンケート集計）
- 資料第2-4号 令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会 組織図
- 資料第2-5号 令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会スケジュール
- 資料第2-6号 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等
- 資料第3号 令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会 各専門部会の検討事項について
- 資料第4-1号 令和6年度文京区成年後見中核機関実施状況について
- 資料第4-2号 市民後見人養成講座の開催について
- 資料第5-1号 権利擁護専門部会 令和6年度報告・課題共有
- 資料第5-2号 「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド
- 資料第5-3号 令和7年度権利擁護専門部会での検討事項について

文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会委員名簿

令和7年4月1日

敬称略

役職名	新委員	委員名	所属機関・団体・施設名
協議会会長		高山 直樹	東洋大学 福祉社会デザイン学部 教授

親会委員		新堀 季之	社会福祉士(高齢者あんしん相談センター駒込センター長)
〃		清水 健太	文京地域生活支援センターあかり 施設長
〃	○	北原 隆行	文京槐の会 は〜と・ピア2施設長補佐
委員	○	武長 信亮	弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士
〃		皆川 譲	文京区障害者就労支援センター 主任
〃	○	荒木田 紘子	文京区障害者基幹相談支援センター
〃		坂井 崇徳	弁護士
〃		箱石 まみ	司法書士
〃	○	吉野 文江	文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区副会長
〃	○	賀藤 一示	知的障害者相談員
〃	○	篠木 一拓	文京社会福祉士会 事務局長
〃		平石 進	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター係長
当事者委員	○	天野 亨	当事者委員
〃		久米 佳江	当事者委員
区 委員		福田 洋司	障害福祉課 身体障害者支援係長(身体障害者福祉司)
〃		須田 浩史	障害福祉課 知的障害者支援係長(知的障害者福祉司)
〃	○	田中 利奈	予防対策課 保健指導係長(保健師)
〃		柳瀬 裕貴	予防対策課 予防対策主査(保健師)
〃		宮原 駿一	福祉政策課 地域福祉係長

事務局		石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 事務局次長
事務局		伊藤 真由子	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター
事務局		新井 未来	文京区社会福祉協議会 権利擁護センター

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和7年2月17日（月）10時から12時30分まで

会場：区民センター2A（文京区民センター2階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/10号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、区内事業所、相談員、障害者団体、差別解消支援地域協議会）

3 来場者数

親会委員22名、障害当事者部会員6名、傍聴63名

<傍聴内訳>

事業所職員8名、障害当事者・家族 9名

民生・児童委員、町会 30名

専門部会委員12名、その他4名

4 発表内容

1 開会

- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より

2 議題

- (1) 区の現状・制度説明 →障害福祉課より

- (2) 専門部会より活動発表 →各部会長より

- ・相談・地域生活支援専門部会
- ・就労支援専門部会
- ・権利擁護専門部会
- ・子ども支援専門部会

- (3) 障害当事者部会の取組

- ・障害当事者部会活動発表 →当事者部会長、事務局より
- ・防災体験について →当事者部会員より
- ・グループホームでの暮らし →当事者部会員より
- ・障害当事者部会員よりコメント →当事者部会員3名より
- ・トークセッション →高山会長、志村副会長、各部会長、民生委員4名より

以上

令和6年度全体会報告

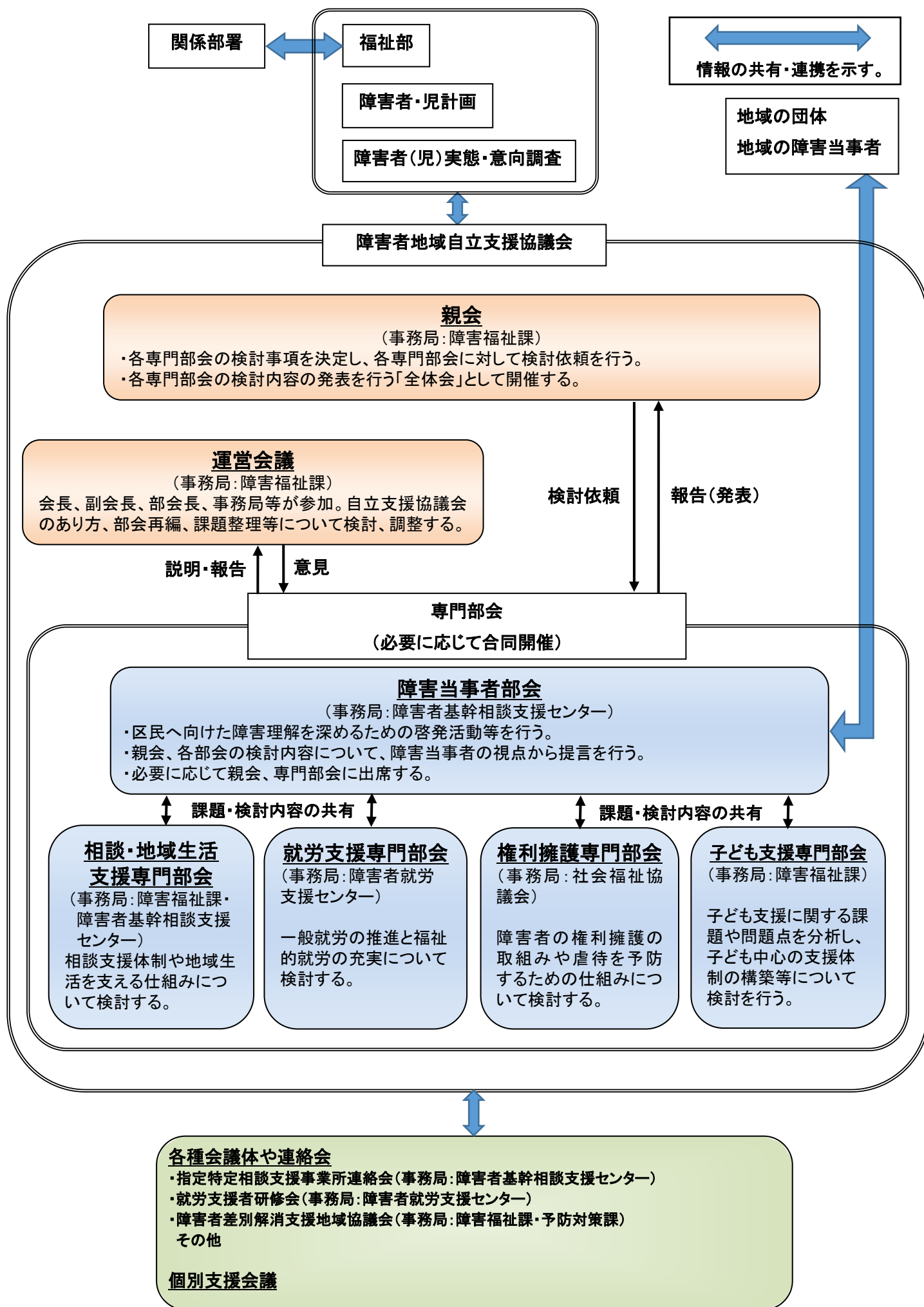
【資料第2-3号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった	文京区の資源をいかにうまく機能させていくのかについて、各専門部会が”切れ目のない支援”という1つのテーマで話し合っ共有できるよい機会だと思いました。各専門部会の取り組みがよくわかり、当事者を介して”つながる”ことができるよう活動していきたいと考えました。	区内事業所
2	大変良かった	障害当事者の方のお話、報告がとても詳しくお話ししてくださってすばらしいと思いました。こういう機会を与えてもらえて感謝してます。	民生・児童委員
3	大変良かった	発表内容、テーマが盛りだくさんだった。文京区の基本的な情報を伺ったうえで様々な分野に展開されるのは良かった。	
4	大変良かった	具体的なBookletなどがあればありがたいと思いました。	障害当事者・当事者団体
5	大変良かった	大変中身の深いお話と事例、活動内容等本当に学びました。今後の活動に生かせるように努力して参ります。	民生・児童委員
6	大変良かった	全体会なのでそれぞれの部会の活動の報告内容を聞けてとても良かった。なかなか接点を持つことができずに会えない民生委員の方々のお話を聞いて活動をより知れたことは良かったなと思います。	障害当事者・当事者団体
7	大変良かった	文京区には社会資源が充実していて、当事者のことを考えていただいているのがとてもうれしく思っています。これからも当事者部会で意見交換したいです。ありがとうございました。	
8	大変良かった	高山先生のお話はわかりやすく、大切な「社会モデル」の遂行の根幹の部分なので、とても学びになり、確認の機会になりました。当事者（という呼び方も、本当は検討したらよいと思うのですが、何を、だれを基準とした”当事者””当事者でない”？）の方のお話は、なかなか聞けないので、貴重でした。手話通訳の方の位置は、より中央でより高い位置が見やすいと思います。時間配分がタイトで、部会によっては急ぎ足の報告となってしまい、少々残念でした。（ゆっくり、しっかり拝聴したかったです）	区内事業所
9	大変良かった	防災は施設でも取り組んでいる内容でしたので、今後何をすればよいか参考になりました。引き続きチェックシートも楽しみに待っています。早く使わせてもらいたいです。	区内事業所
10	大変良かった	民生委員の参加は、防災、児童、もちろん高齢も含めて、課題解決には良かったと思います。障害者が部屋を借りたい時、間口が狭くなるのは発災リスクを考えてのことなのか（火の不始末等）権利として捉えた場合どんな問題があるのか掘り下げるのも、外からのホネも探してほしい、まとまりませんが。	区内事業所
11	大変良かった	当事者の方たちとお会いしてお話を伺うことは大変勉強になります。幸いにも私の町会（向丘弥生）は町会長が民生委員の活動にも協力してくださり、今回の全体会にも出席しています。ご高齢の方、障害をお持ちの方も楽しく生活できる地域づくりの少しでもお手伝いができればと思っています。交流の大切さを改めて考える機会を与えていただきありがとうございました。	民生・児童委員
12	大変良かった	障害者の方やすべての人が平等に共存していく為に多くの方が話し合っている事を知れた。もっともっとバリアフリー（すべてにおいて）になれるよう、日頃より気にしながら生活していきたいと思いました。	
13	大変良かった	お互いに顔の見える関係づくりの必要性を改めて感じました。また、区内には日本語が理解できない海外籍の方が増えているので、そのフォローの大切さも感じました。	町会
14	大変良かった	切れ目ない支援を目指す上で、「横の切れ目」をつなぎ目に変えていく点で大切な協議会だったと感じました。	
15	大変良かった	縦割り、制度のはざまについては、支援者でも困難に感じるケースがあります。当事者を中心に据えて、ネットワークを作るのは自然であると思います。支える支えられる側を作ってしまう支援の考え方を変えていけるように努めていきたいと思いました。	
16	大変良かった	本日はありがとうございました。ホームに入居されているメンバーの発表があり出席させていただきました。個人的には、直接協議会の活動に関わっていなかったり、研修等にも参加していなかったため、この場で各部会などの活動内容を聞くことができ、知らなかった事等もあり、とても勉強になりました。機会があれば、また参加したいです。	区内事業所
17	大変良かった		区内事業所
18	大変良かった	どうかアンケート結果を発表お待ちしております。ポスターにして図書館に掲示していただけないか？障害の有の方がよくいらしています。アンケートを実施してくださってありがとうございます。会議の場で発言は勇気がでなくても、全員にチャンスを与えて感謝しております。ありがとうございます。会議の最後に女性の方が虐待等について話されていました。私も体験しました。勇気ある発言で私に力をもらえました。ネガティブな内容であっても発言できる会議になってほしいと思いました。どうかよろしく願いいたします。	
19	大変良かった	皆、貴重なお話しなのですが、内容が盛りだくさんなので、絞ってゆっくりお聞きできるとより良い会になると感じました。ありがとうございました。	
20	大変良かった	専門部会だけでは見えない課題や活動を知ることができました。 (3)障害当事者部会の取組について 当事者の方々の発表に、もう少し時間の余裕が欲しかったです。	民生・児童委員

番号	評価	感想	所属
21	大変良かった	・自立支援協議会にて取り組んでいる全体像が良く見え、とても勉強になりました。 ・防災及び業務継続計画への取り組みとして、発災時及復旧について、区内有志で、シュミレーション訓練を行えると、より具体的な文京区にて取り組む課題が見えてくるのかと思いました。 ・区の現状の報告について、席上資料とは別に、投影用のスライド資料があるとより見やすかったのかと思います。 ・精神障害者は、手帳の所持者数に加えて、自立支援医療を利用している件数が記載されると、実態がよりつかみやすいかと思いました。また、難病についても、医療費助成を受けている件数などが記載されると、難病罹患者がどの程度いらっしゃるのかなど、現状を認識していただき易いかと思いました。 ・P1 障害福祉サービスについては、GHや入所施設については、区内外が記載されると、より現状が認識していただきやすいかと思いました。 ・P1、P4地域生活支援事業を記載するのであれば、障害者相談支援事業の実施事業者を記載した方が、どこが実施しているのかわかりやすいかと思いました。 ・P4 計画相談支援のセルフプランの件数についても、記載があると現状がわかりやすいかと思いました。 ・成年後見制度利用ガイド内の、ライフステージのページの年齢の部分が、青地の黒字なので、少し見づらい方も居るのではないかと思います。青地にグラデーションがかかっているの、大丈夫かもしれません。	区内事業所
22	大変良かった	各分野(部会)の活動報告が、意欲的な取り組みの実践報告のようで、聞き応えがありました。 高山先生のお話は、協議会の趣旨が分かりやすく説明され、能登の震災・豪雨を例示されたことで、災害でも弱者の安全を保障するのが大事なことを示され、今回の方向付けを明確にできたのはよかったです。 また当事者部会の報告や、当事者さんのお話も、本人の立場に置き換えて考えるとどうなのか、という視点を再認識し、有意義でした。今後も支援者や行政側とは違う発信をしてもらいたいと思います。 このような参加の機会をいただけたこと、事務局の皆様にもお礼申し上げます。	その他
23	大変良かった	高山先生の包括的で今後の指針となるお話と、現場の活動を知ることができとても勉強になりました。特に民生委員の皆さんの活動は不勉強だったの、もう少し詳しく活動を知りたいと思いました。 困難を抱える人を見守る社会資源についての知識を増やし、利用者さんの希望する自立した生活を実現できるようになりたいと考えています。	区内事業所
24	大変良かった	R6年度のテーマは「防災」と言う事で、1/17の当事者部会「民生委員との交流会」に参加させて頂き、発災時の民生委員の活動を紹介させて頂きました。 今回その事をお話しするつもりでしたが、壇上最初に指名され慌ててしまい、上手く話せませんでした。 専門部会の活動発表は、どれも解り易くお話し頂きました。 今回、民生委員障害福祉合同部会として聴講した30名近い委員もとても良い勉強になったと思います。有難う御座いました。	民生・児童委員
25	大変良かった	内容が濃く、3年間の集大成として、障害福祉についてとても勉強になりました。ですが、あまりにも詰め込みすぎで、各発表者が速足となり、内容理解に追いつけない人もいたのではないのでしょうか。もう少しゆとりがほしかったです。 今回の会では民生委員をととても立てていただきましたので、非常に重圧な役割を感じております。ここのところ、いろいろな場面において「民生委員を頼りに」していただく事がとても多く、正直なところ何でもかんでも民生委員頼りな状況に困っております。私たち民生委員は職業ではなく、仕事でもなく、単なる福祉の活動ですので、あれもこれも頼られるほどスーパーマンではないことをご理解いただきたくよりしくお願いいたします。 1/17の当事者部会における質問等に関して別紙にてご回答いただきありがとうございました。	民生・児童委員
26	大変良かった	内容が盛り沢山でした。所用で退席してしまいましたが、最後まで聴けなくて残念です。当事者の声を直接聴く機会があり、大変良かったと思います。	区内事業所
27	大変良かった	防災についての考え方などを伺えてとても良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。 高山会長の支援する側という考え方を変えなければいけないという言葉や、連携することの大切さなども伺えてとても良かったです。 大切な話を伺える貴重な機会でした。	区内事業所
28	良かった	権利擁護における話で出ました、ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深かったです。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民(市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子どもの権利擁護条例との関わりについても知りたいと思いました。	民生・児童委員
29	良かった		民生・児童委員
30	良かった	中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。	民生・児童委員
31	良かった	文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は～と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしかったです。私のハウスでも防災体験をしなければいけないという言葉や、連携することの大切さなども伺えてとても良かったです。	区内事業所
32	良かった	2時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。	その他
33	良かった	障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。	民生・児童委員

番号	評価	感想	所属
34	良かった	自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けているだけでなく、支援を受けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	障害当事者・当事者団体
35	良かった	どのジャンルにおいても縦割り、連携不足が課題だと感じました。ネットワークづくりの大切さを再確認しました。	
36	良かった	相談・地域生活支援専門部会と権利擁護専門部会で同じようなことを課題に感じ、リーフレット作成しているので、うまく連携できればよいと思った。専門部会間の連携がとても重要と思った。	障害当事者・当事者団体
37	良かった		町会
38	良かった		障害当事者・当事者団体
39	良かった	資料や説明もわかりやすく、それぞれの部会と協議会、区の状況を知ることができる内容でした。コンテンツが多い為、時間の配分が非常に大変だとも感じつつも昨年から全体的にブラッシュアップされていました。特に就労支援の展示等、今回は休憩時間の都合上、ゆっくりと観ることはできませんでしたが、発表や報告のみに留めないイベントやお祭り感がありました。トークセッションが登壇した方々のやり取りに終始していた印象があり、少し残念でした。会場からの就労する方へのパワハラについての意見も重要なことだと思いました。当事者部会の発表とトークセッションが地続きの議論という印象が少なく、一幕開けた次の議題という印象もありました。登壇と会場に分けずに会場のみであった方が、一体感や会場からの意見が出やすかったのかなと思いました。	区内事業所
40	良かった	支援の連帯がとても大切な事がよくわかりました。	民生・児童委員
41	良かった	障害者を取り巻く環境や、問題点が色々と学習できました。	民生・児童委員
42	良かった	困った時に相談出来る窓口が複数あることは良いことだと思う反面、結局どこに相談すれば良いのか迷ってしまう…という悩みも出てきてしまうと感じました。	
43	良かった		
44	普通	障害にもいろいろな種類があり、また、その障害の程度も段階がある(軽度～重症)。全体で話をすると、わからなくなってしまう。それぞれの内容につき、対応を考えないと話がまとまらないのではと感じた。例えば、眼の不自由な人と脚が義足の人とでは話す内容等全然変わってくる。私としては知的障害の方が一番問題多いのではないかと思います…	町会
45	普通	時間の割り振りを明確にしておいた方がよいと感じます。やはり、一年間の活動報告ということであれば、各々の専門部会に均等な時間を割り当てるべきであると考えます。改善を求めます。	

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図



令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				当初は12月頃の開催を予定していたが、全体会とのスケジュールを見て、調整する。				第2回 (全体会)	
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会		説明・報告 意見	検討依頼	第1回 説明 意見		第2回		説明・報告 意見		第3回 説明 意見	発表	
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回			第2回		第3回			
就労支援専門部会				第1回			第2回		第3回			
権利擁護専門部会				第1回			第2回		第3回	全体会に資料提出が間に合うよう、各専門部会は会議を開催		
子ども支援専門部会			第1回	第2回		第3回			第4回			

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

【資料第2-6号】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親会	委員委嘱(3年任期)		
			全体会の実施
	運営会議で優先事項として決定された、専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施	障害者・児計画事業実績の評価
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会	部会統合	
	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討	
	地域生活支援専門部会 優先協議課題の議論 (合同開催)	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討	
	居住支援の課題について検討		引き継ぎチェックシートの作成
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討	
	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成
	権利擁護に関するパンフレットの検討		
障害当事者部会	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換	防災について体験・検討
	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会
子ども支援専門部会		部会新設	
	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目のない支援についてゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和7年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業の実施に向けて研究、検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」のない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

令和6年度文京区成年後見中核機関実施状況について

1 権利擁護支援連携協議会

(1) 開催状況

第1回 令和6年7月23日（火）

第2回 令和7年3月26日（水）

※第1回・第2回ともに、「市民後見人の育成および支援体制」について主な議題とした。地域の実情にあった市民後見人の体制づくりを行うための意見をいただくため、下記の通り権利擁護支援連携協議会検討部会を開催し、検討した内容を第2回権利擁護支援協議会にて報告した。

※市民後見人養成講座については、資料第4－2号「市民後見人養成講座の開催について」を参照。

2 権利擁護支援連携協議会検討部会

(1) 開催状況

第1回 令和6年12月4日（水）

議題①文京区における市民後見人の基本的な考え方について

②市民後見人の養成及び登録・受任について

第2回 令和7年2月28日（金）

議題①受任調整について

②市民後見人の活動支援のしくみ

③その他市民後見人に関する必要事項

3 権利擁護支援連携協議会実務者会議

(1) 開催状況

第1回 令和6年4月16日（火）

第2回 令和6年6月18日（火）

第3回 令和6年8月20日（火）

第4回 令和6年10月15日（火）

第5回 令和6年11月19日（火）

第6回 令和7年3月18日（火）

4 広報・啓発活動

(1) 成年後見制度学習会

- 「遺言と任意後見で老いじたく」 令和6年6月7日（金）
「あんしん・なっとく成年後見制度」 令和6年7月11日（木）
「障害のある方のための成年後見制度」 令和6年9月4日（水）
「あんしん・なっとく成年後見制度」 初級編 令和6年10月29日（火）
中級編 令和6年11月5日（火）
「そなえてあんしん任意後見制度」 令和6年11月14日（木）
「親族のための成年後見制度」 申立編 令和6年12月13日（金）
仕事内容編 令和6年12月20日（金）
「障害のある方のための成年後見制度」 令和7年2月7日（金）

(2) 関係機関連携・研修

①本富士地区弁護士連絡会

（本富士生活あんしん拠点、高齢者あんしん相談センター本富士との共催）

- 第1回 弁護士が考える「結婚・離婚」に関する気を付けるポイントについて
令和6年5月30日（木）
第2回 成年後見制度利用前・申立て中・選任後での後見人との連携等について
令和6年12月10日（火）
第3回 カスタマー・ハラスメントについて
令和7年2月20日（木）

②富坂ケアマネ勉強会

文京ユアストーリーと地域福祉権利擁護事業（以下、地権）について
令和6年7月16日（火）

③障害と介護の支援者の勉強会

「当たり前」に問いかける支援者と考えたい本人と家族の意思決定支援
（本富士生活あんしん拠点、高齢者あんしん相談センター本富士との共催）
令和6年9月20日（金）

④東京司法書士会文京支部セミナー

地権・後見・中核機関、実務者会議ケース提出の案内
令和7年2月13日（木）

⑤本郷ファミリークリニックスタッフ勉強会

権利擁護センター、文京ユアストーリー事業説明
令和7年2月21日（金）

⑥文京区権利擁護支援関係機関向け研修会

「おひとり様」支援のためのリーガルサービス
令和7年2月21日（金）

(3) その他広報

①成年後見制度申立て費用助成について、11月号文社協だよりで広報 令和6年11月

②消費生活展にて、成年後見制度、地権事業の周知広報活動（展示）

令和7年2月13日（木）、14日（金）

③関係機関向けに成年後見制度パンフレットを一斉送付 令和7年3月

5 担い手養成

(1) 権利擁護支援入門講座

- ・「権利擁護」の第一歩として「意思決定支援」について、講義、グループワーク、当事者との関わりを通じて学ぶ。

- ・日時：令和7年1月20日（月）

- ・対象：区内在住・在勤・在住、区内地域活動・ボランティア活動を行っている方

- ・参加者：18名参加、研修パートナー7名（知的障害の方1名、認知症の方1名、
精神障害の方5名）

- ・委託先：SDM-Japan（一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク）

市民後見人養成講座の開催について

文京区における市民後見人の養成のため、下記のとおり「市民後見人養成講座」を開催するため報告する。

1 目的

- (1) 本人に身近な地域住民がきめ細やかな後見活動を行うことにより、本人が住み慣れた地域で本人らしく生活を営むことができる地域共生社会を実現するため。
- (2) 多様な主体が権利擁護の担い手となることで、本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任・交代を可能にするため。
- (3) 後見人と身近な市民、関係機関・専門職が連携し、チームで連携して本人を支えることを可能にするため。
- (4) 地域において権利擁護を学んだ市民が増え、権利擁護の意識を地域全体に浸透させるため。

2 対象

- (1) 文京区在住、在勤、または区内で地域活動をしている方
- (2) 25歳以上70歳以下の方
- (3) 本人の意思を尊重し、寄り添い成年後見活動を行う意思、地域に貢献する意欲と熱意がある、権利擁護について学び、普及啓発を行う意欲がある方

3 講座内容

後見活動に必要な法制度や福祉制度、対象者理解、倫理等に関する講義と実習。

詳細は別紙のとおり

※実践講座は令和8年度開催予定。

4 検討

養成講座の内容および養成後の市民後見人の活動内容や支援体制については、文京区権利擁護支援連携協議会、同部会にて検討を行っている。

5 今後のスケジュール

- (1) 令和7年 9月・10月 説明会
- (2) 11月 基礎講座開講
- (3) 令和8年 4月以降 実践講座開講
- (4) 令和9年 4月以降 市民後見人登録、案件により受任開始

【令和元年度】

知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換を開催（講師：司法書士）。

【令和3年度】

当事者部会委員の体験談の発表から意思決定支援を考える（当事者部会との合同開催）。

【令和4～5年度】

成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージ（ライフイベント）における必要な支援とは」という視野に広げる。

様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考える。



令和6年度
活動内容

必要な支援や相談支援機関につながるようなツールを検討。

まずは支援者を対象とし、成果物は既存の制度や関係機関のパンフレット等に掲載、挟み込む形での利用を想定。

ライフステージ及びライフイベントについては、経験しておいた方がいいこと、利用できる事業、成年後見制度の必要性、準備検討のタイミング等を可視化するための項目の精査、実際の事例の集約にて成果物『「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド』の案を作成。

今後の
課題について

- ・「成年後見制度利用ガイド」の活用について
- ・「意思形成」「意思表出」「意思実現」のプロセスの中での、「意思決定支援」のあり方や取り組みについて

～相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、
コラムとしてご紹介します～

コラム①： 親の高齢・入院で今後のことを考えた



親と暮らしていたご本人。金銭管理は親が行っていて、決断の時も親と相談してきた。親が高齢になり入院したことをきっかけに、グループホームに入居。決められたお小遣いを使う事は出来たが、全体の金銭管理は難しい状況。地域福祉権利擁護事業※の利用を開始し、日常的な金銭管理の支援を受けている。決断の時には今までのように親に相談することに加え、支援者にも相談しながら意思決定を行っている。

コラム②： 地域福祉権利擁護事業から後見制度へ



知的障害・精神障害がある実家暮らしのご本人。地域福祉権利擁護事業を利用し、定期的にご本人に代わり銀行へ行き、生活費をおろして届けてもらう支援を受けていた。親が亡くなり、相続手続きや名義変更の必要性が生じたため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用へと引き継いだ。ご本人が後見人へ直接言いづらいことは、ご本人との付き合いが長い障害サービスの支援者が間に入って伝える等、チームとして支援している。

コラム③： チーム支援で後見制度の利用へ



実家で一人暮らしの方。何かしらの疾患がありそうだがご本人には病識がない。ライフラインが止まり、生活が成り立たず近隣住民から相談が寄せられていた。近隣住民、行政、障害サービス支援者等で案を持ち寄り、後見制度の利用方針となった。選任された後見人を含む支援チームでの継続的な働きかけにより、徐々にライフラインが復旧し、最低限度の生活が成り立つようになってきた。まだまだ課題は多いが、徐々に支援者を増やしながら、ご本人の気持ちに寄り添い、チームでの支援を継続している。

※地域福祉権利擁護事業とは？

ご本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの手続等や、日常的な金銭管理について支援する事業です。（詳細は、文京区社会福祉協議会にお問合せください）

文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会 事務局

文京区社会福祉協議会 権利擁護センター（あんしんサポート文京） ☎03-3812-3156

【資料第5－2号】

「生活の変化」から考える 成年後見制度利用ガイド

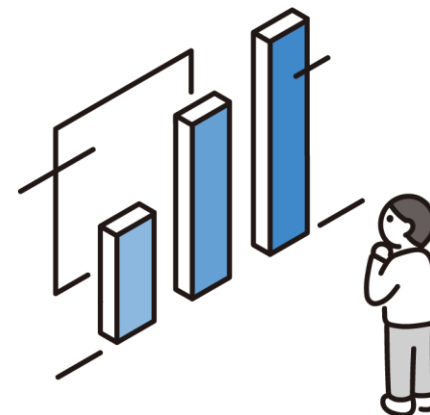
支援者・サポーター向け



「成年後見制度」の利用について検討するのはどのようなタイミングなのか？
それはきっと、生活に「変化」が生じた時ではないでしょうか。

ご本人とご家族、支援者が、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるよう、それぞれライフステージやライフイベントで考えられる変化や観点を表にしました。

ぜひ相談・支援の一助にしてください。



【文京区障害者地域自立支援協議会権利擁護専門部会 R 7 年 2 月作成】



ライフステージ

主に知的障害のある方は、ライフステージをベースに、ライフイベントも見てみてください

【支援する法律】

児童福祉法

障害者総合支援法

障害者総合支援法
(介護保険法)

老人福祉法
介護保険法
(障害者総合支援法)

18歳

(40歳)

65歳

親:50代

親:60代

親:70代

親:80代

親:90代

卒業・進路
／成人

親の高齢化・家族の病気
／親亡き後

高齢期

【制度・支援者の変化】

- 卒業後の相談先
- 進路
- 賃金・手当の管理

【親亡き後へ】

- 身上保護(法律面・福祉面)
- 財産管理・相続・収入確保
- 暮らしの場
- 親や家族の介護

【制度・支援者の変化】

- 介護保険制度優先
- 支援者の変化
- 加齢による心身面の変化



特に「児童福祉法」から「障害者総合支援法」へ移行する際、療育・教育・福祉の各分野が切れ目のない支援が行えるよう、各個別支援計画と連携しアセスメントできることが重要と考えます。また、「介護保険法」の対象年齢となった際も同様です。ご本人を中心に、どのように情報共有し支援するか、一緒に考えていきましょう。

制度導入や準備を考えるタイミング



ライフイベント

主に精神障害のある方は、ライフイベントをベースに、ライフステージも見てみてください

「発症」や「生活面に困難さを感じる」などをきっかけに、「入院」「退院」「福祉・医療サービスの導入」「転職」「結婚・出産・子育て」などのライフイベントで、例えば以下のような項目の変化が考えられます。



住まい

- 一人暮らし ●グループホーム ●入所・退所
(退所や退院後の住居の確保や地域生活をスムーズに行っていくための「地域移行支援」の活用)



仕事

- 就職(一般就労／福祉的就労など)
- 離職 ●転職(就労先の変化／就労形態(一般就労⇄作業所など)の変化)
- 就労支援・就労継続支援 ●自立訓練・生活介護 ●定年後の地域生活



契約

- 18歳(成年)より保護者の同意なしに契約などができるようになる
(未成年者取消権が認められない)



お金

- 収入(給与／年金／手当など)の確保・管理・手続き
- 支出の管理・手続き ●財産管理 ●相続



家族

- 親や兄弟姉妹などの住まいの変化(独立・就労関係・婚姻関係)
- 親や兄弟姉妹などの体調面での変化(病気やケガ) ●親亡き後



どのようなことが起こるか？
どのようなことが必要になるか？

相談支援機関・権利擁護センターへ相談

各ライフステージやライフイベントにおいて、適切に制度が利用できるようにするためにできることは何か？

また、事前に準備することで、各ライフステージやライフイベントで、ご本人と一緒に考え決められること、ご本人が事前に経験しておくことで選択肢が増えることが考えられます。また、そのことが意思決定支援にもつながります。

ぜひ相談支援機関・権利擁護センターと一緒に考えていきましょう。



相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、裏面にコラムとしてご紹介します。

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない状態にあり、財産管理や契約をはじめとする法律行為を行う事が難しい場合や生活上の支援が必要な場合に、本人にとって不利益が生じないよう、法律や生活面に配慮しながら支援する人(後見人等)を定め、本人を支援・保護する制度です。

令和7年度権利擁護専門部会での検討事項について

令和7年度に権利擁護専門部会にて検討したい項目や課題について、第1回権利擁護専門部会当日に、委員の方々おひとりお一人にご発言いただきたいと思いますと考えております。

日々委員の皆さまが関わっていらっしゃるフィールドや生活の中で、「権利擁護」に関することで「もっと知りたい」「部会で意見交換したい」「課題に取り組みたい」ということを、事前にご準備いただけますと幸いです。

今後、文京区障害者自立支援協議会の他の部会からも課題などをヒアリングし、権利擁護専門部会で検討し取り組む事項を決定したいと思います。

※今までの権利擁護専門部会の取組みは、資料第5－1号および資料第5－2号をご参照ください。

※例えば…

「障害のある方がより選挙に参加しやすい仕組みや取り組みについて、先進事例などを学び、文京区で取り組めることを考え発信していきたい」

「虐待防止の取組みや、虐待対応の状況などについて知り、研修方法や周知方法を提案したい」

「障害のある方の理解を深めるため、学校や企業、地域団体への周知方法を考えたい」

「成年後見制度の事例などを知り、専門職後見人・親族後見人・市民後見人などに発信し、当事者が安心して生活ができる体制を検討したい」など

Memo 欄